

# 「家族農業の10年」(2019-2028)

## 国連決議で提起された項目

- 1 既存の構造および利用可能な資源の範囲内で、2019-2028年家族農業の国際連合の10年を宣言することを決定する。
- 2 全ての国家に対し、家族農業に関する公共政策を策定し、改善しそして実施し、並びに他の国家と家族農業のその経験と良い慣行を共有することを奨励する。
- 3 国際連合食糧農業機関および国際農業開発基金に対し、国際連合システムのその他の関連する組織と共同して、自らの職務権限と既存の資源の範囲内でまた、適切な場合には、自発的拠出金を通して、可能な活動と計画を特定することや策定することによるものを含めて、同10年の実施を導くことを求める。
- 4 政府および国際的なまた地域的な機構、市民社会、民間部門および学界を含む、その他の関連する利害関係者に対し、適切な場合には、自発的拠出金を通して、同10年の実施を積極的に支援することを招請する。
- 5 事務総長に対し、国際連合食糧農業機関および国際農業開発基金により合同でまとめられた隔年報告書に基づいて同10年の実施について総会に通知することを招請する。